

令和3年8月10日

副 団 長  
          各 位  
分 団 長

甲府市消防団  
団長 岩 下 英 二  
( 公 印 省 略 )

### 新型コロナウイルス感染拡大に伴う消防団活動について

平素は、消防活動に鋭意取り組んでいただき、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、感染力の強い変異株の拡大に伴い県内においても感染者が急激に増加しており、本市消防団においてもワクチン接種が進む中ではありますが、今後の消防団活動に支障をきたすことが懸念されます。

こうしたことから、引き続き、次のことに留意され、自己や分団内における感染防止対策の徹底に努めていただき、消防団としての災害対応力が維持できますようお願いいたします。

#### 1 平常時の感染対策について

- (1) 十分な睡眠と、バランスの良い食生活、規則正しい生活習慣を心がけ、自己管理を適切に行い基礎体力の維持を図ること。
- (2) マスクの着用やこまめな手洗いを徹底すること。
- (3) 換気の悪い密閉空間、密集場所をできる限り避ける行動をとること。

#### 2 消防団活動時（災害活動を含む）の感染対策について

- (1) 災害対応にあたる場合は、マスクを着用する等の感染防止対策を講じたうえで活動すること。
- (2) 活動に不安があり参加できない旨の申し出については、個々の意思を尊重し対応すること。
- (3) 体調不良の団員は、火災等の災害や訓練及び啓発活動に出動しないこと。
- (4) 活動後は、身体的に疲労し、免疫が下がるなど、感染リスクが高まっていることから、「うがい・手洗い等の感染予防対策」を徹底すること。
- (5) 分団長及び副分団長は、出動した団員の体調管理及び異常の有無を確認すること。
- (6) 密が発生しやすい詰所における会議や訓練ミーティングは、常に換気を行うなど、最低限の人数と必要最小限の時間とすること。
- (7) 消防車両で啓発を実施する場合は、少人数で換気に留意すること。

#### 3 分団内で感染者が発生した場合について（分団員の同居の家族も含む。）

- (1) 団員の感染が確認された場合は、速やかに事務局へ報告するとともに、出動人員の確認に努めること。
- (2) 保健所または医療機関から出動可能と診断されるまで、当該分団員は消防団活動に参加しないこと。

以 上

甲府地区消防本部人事課扱い  
担当 緑川・関・宮地  
電話 055 - 222 - 4119